

# 物価高騰生活支援給付金（均等割のみ課税世帯） （10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰生活支援給付金（均等割のみ課税世帯） **（1世帯あたり10万円）** は、住民税**均等割のみ課税**世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。  
（令和5年度非課税世帯として、7万円の受給対象世帯は、対象外です。）

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から約3週間後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和5年12月1日において桑名市に住民登録があり当市から確認書等の関係書類が届く世帯

令和5年12月2日以降に支給対象となった世帯やDV 避難者等特別な配慮を要する場合など

下記の①②いずれかに該当する世帯

①世帯全員が令和5年度「住民税均等割のみ課税」の世帯

②世帯全員が令和5年度「住民税均等割のみ課税と住民税非課税」の方で構成される世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除く

**提出期限：令和6年6月28日（金）**

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**



**申請期限：令和6年6月28日（金）**

裏面の内容に該当と思われる世帯の方は、物価高騰生活支援給付金窓口までお問い合わせください。（☎050-1750-2668）

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

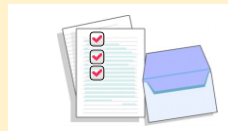
## I 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

### 令和5年12月1日時点で支給対象となる世帯

- 対象となる世帯には、確認書などの関係書類が入った封筒が届きます。
- 封筒が届いたら、同封の確認書へ記入し、必要書類を添付して同封の返信用封筒にて**返送又はオンラインで手続きしてください**。

#### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



## II 令和5年12月2日以降に支給対象となった世帯やDV 避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に桑名市の窓口にて、直接または郵送でご提出ください。



## ★ こども加算について

- 本給付金の対象世帯の中に18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童が含まれている場合、当該児童1人につき5万円の給付を追加で受け取れます。
- こども加算の支給対象世帯には、別途、通知します。

## 差押禁止及び非課税について

本給付金は令和5年12月28日に交付された「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」第3条により差押えが禁止されるとともに、非課税扱いとなります。



住民税非課税世帯等に対する給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

桑名市役所 「物価高騰生活支援給付金」窓口  
(桑名市役所 4階)

TEL 050-1750-2668 FAX 0594-24-1351

受付時間 平日9:00~17:00

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地



◀市公式ウェブサイトは  
こちらから